

大津市議会議員及び大津市長の選挙における 選挙運動の公費負担に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

令和 7 年 9 月 2 5 日（木） 選挙管理委員会事務局

1 改正の趣旨

令和7年6月4日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布、施行され、物価の変動等を踏まえ、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関する選挙運動用ビラ等の公営に要する経費に係る限度額の引上げが行われたことを受け、これに準じて定めている大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動に関する選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担限度額の引上げを行う。

総務常任委員会資料（議案第 1 2 4 号）

2 単価の引上げ額

(1)選挙運動用ビラの作成の公費負担

区 分	改正前	改正後	引上げ額
単価（1枚当たり）	7円73銭	8円38銭	65銭

(2)選挙運動用ポスター作製の公費負担

区 分		改正前	改正後	引上げ額
印刷費	ポスター掲示場数が500を超える分（1枚当たり）	28円35銭	30円73銭	2円38銭
	ポスター掲示場数が500までの分及び企画費	586,905円	609,690円	22,785円

3 施行日等

公布の日から施行し、施行日以後その期日を告示される大津市議会議員及び大津市長の選挙について適用する。

【参考】改正後の公費負担限度額（候補者1人当たり）

(1) 選挙運動用ビラ

（市議選の場合） 8円38銭 × 4,000枚（頒布上限枚数） = 33,520円 [改正前： 30,920円] （2,600円の増）

（市長選の場合） 8円38銭 × 16,000枚（頒布上限枚数） = 134,080円 [改正前： 123,680円] （10,400円の増）

(2) 選挙運動用ポスター（令和6年執行市長選挙ポスター掲示場数575箇所での計算例）

① 1枚あたりの限度額 $\frac{30円73銭 \times (575箇所 - 500) + 609,690円}{575箇所} = 1,065円$ （1円未満の端数は1円とする。）

[改正前： 1,025円]

② 公費負担限度額 ① × 575箇所 = 612,375円 [改正前： 589,375円] （23,000円の増）

総務常任委員会資料（議案第124号）

大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

現行	改正案
（選挙運動用ビラの作成に係る公費負担） 第6条 候補者は、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数（以下「法定枚数」という。）を超える場合には、法定枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 （選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払） 第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法定枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。	（選挙運動用ビラの作成に係る公費負担） 第6条 候補者は、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数（以下「法定枚数」という。）を超える場合には、法定枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 （選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払） 第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法定枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

総務常任委員会資料（議案第124号）

大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

現行	改正案
（選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担） 第9条 候補者は、<u>28円35銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数（以下「掲示場の数」という。）から500を減じた数を乗じて得た金額に<u>586,905円</u>を加えた金額を掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が掲示場の数を超える場合には、当該掲示場の数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。	（選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担） 第9条 候補者は、<u>30円73銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数（以下「掲示場の数」という。）から500を減じた数を乗じて得た金額に<u>609,690円</u>を加えた金額を掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が掲示場の数を超える場合には、当該掲示場の数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。